

答申個第132号  
令和5年10月3日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 北村 和生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年6月22日付け保障第182号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

第三者委員に対し報告をした事が分かる文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第312号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年4月11日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「▲▲・かがやき元職員（以下「かがやき元職員」という。）が開示請求者に係る個人情報を■●・京都障害者職業センター元職員（以下「職業センター元職員」という。）に漏洩した事件について〇〇・かがやき副センター長（以下「副センター長」という。）が第三者委員である△△・京都市育成の会事務局長（以下「第三者委員」という。）に報告した事を裏付ける公文書一式」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

※「かがやき」は、京都市発達障害者支援センターかがやきを指す（以下同じ）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を作成していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年4月26日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（開示請求に係る個人情報を保有していない理由）

副センター長は、第三者委員に対し当該事案を報告しておらず、請求に係る公文書を作成も取得もしていないため。

なお、審査請求に係る事案は第三者委員に報告すべき苦情等には該当しない。

- (3) 審査請求人は、令和4年5月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) かがやきの運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事

業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る公文書について

かがやきでは、センター長●●（以下「センター長」という。）を苦情解決責任者、副センター長を苦情受付担当者とし、京都市育成の会事務局長（当時）を第三者委員とする苦情申出窓口を設置している。

本件請求は、審査請求人が主張する「かがやき元職員が開示請求者に係る個人情報を職業センター元職員に漏洩した事件」について、副センター長が第三者委員に報告した事を裏付ける公文書一式を開示するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

かがやきでは、事業を行うに当たり、苦情相談窓口寄せられた苦情等を第三者委員にも報告し、解決に向けて努めていくこととしている。

審査請求人が個人情報漏洩事件と主張する件については、審査請求人から令和3年10月18日に、処分庁に対して当該漏洩の事由及び根拠を求める個人情報開示請求がなされており、当該請求について、不存在による非開示決定処分を行い、その旨通知している（令和3年10月29日付け京都市指令保障第640号）。

審査請求人は、当該処分について処分の取消しを求める審査請求をしており、その審議は令和4年3月2日に行政不服審査法に基づく口頭意見陳述まで進んでいるところであるが、処分庁としては、かがやきと京都障害者職業センターは連携して障害者支援を行っており、支援のために情報を共有することは必要なことであることから、かがやき元職員が職業センター元職員に個人情報を漏洩したという認識はしていない。

すなわち、処分庁及びかがやきとしては、審査請求人が本件請求の前提としているような、個人情報を漏洩した事件があったとは認識しておらず、かがやきは第三者委員に当該事案を報告していないことから、本件請求に係る公文書は作成も取得もしていないため、不存在による非開示決定をしたものである。

なお、副センター長が第三者委員に当該事案を報告していないことをもって、かがやきによる隠蔽であると審査請求人は主張するが、かがやきに対する苦情等を持つ利用者や家族等は、第三者委員に直接申し出ることも可能であり、その旨は第三者委員の連絡先とともに苦情相談窓口の案内に明示されていることから、隠蔽にも該当しない。

(4) また、審査請求人の主張する個人情報の漏洩事件とは、苦情相談窓口を持ち込まれたものではなく、審査請求の手続きの一環で述べられたものである。このため、苦情と扱うこと自体が制度の趣旨に反するものとする。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 処分庁は、「副センター長は第三者委員に対してかがやき元職員に依る情報漏洩を報告していない」と弁明しているが、「第三者委員に報告する」と定められているにも関わらず其れを行っていないのは明らかに不作為である。
- (2) 副センター長は自らが第三者委員に報告していないにも関わらず「第三者委員に報告しているが、第三者委員から連絡が届いていない」という嘘を吐いていた事に為る。抑々審査請求人は副センター長に対して「第三者委員に報告したのは何時か」と再三問い質しているが、副センター長は現在迄に其れについて答えていない。
- (3) 更に、副センター長は審査請求人から第三者委員の連絡先を問われた際にも此れについて答えておらず、其れ故に副センター長は当初からかがやき元職員に依る情報漏洩を第三者委員に知られることを妨げていた事に為り、要するに此れはかがやき元職員を犯人隠避してかがやき元職員に依る情報漏洩を隠蔽しようとしていた事に為る。
- (4) 一方で、処分庁は本件決定通知書に於いて「審査請求に係る事案は第三者委員に報告すべき苦情に該当しない」と強弁しているが、審査請求人が第三者に報告すべき苦情としているのは「審査請求に係る事案」で無くかがやき元職員に依る情報漏洩である。かがやきは今迄に利用者達から苦情を受けても此の苦情は「第三者委員に報告すべき苦情に該当しない」と勝手に判断していたのか。仮にそうであれば苦情を解決しようとしていない事は自明であるのでかがやきに依る隠蔽事実は極めて悪質である。抑々審査請求に於いて問われるのは原処分に対する法的適否であるので其れがかがやき元職員に依る情報漏洩と全く無関係であることは自明である。又前述した通り、副センター長が第三者委員に報告していない事由はかがやき元職員に依る情報漏洩を第三者委員に知られたくないと考えたからであるので、処分庁が弁明している内容は事実と異なる嘘に過ぎない。従って本件処分は何故本件文書が存在しないのかについて、事実に基づく不存在事由を明示していないことに為るので、行政手続法8条1項に基づき違法である。
- (5) 処分庁は本件決定通知書に於いて「審査請求に係る事案は第三者委員に報告すべき苦情に該当しない」と強弁しているが、其れに対する弁明は何一つ書かれていない。抑々何故かがやきが第三者委員に報告すべき苦情に分けているのか。「苦情受付担当者が受け付けた苦情等は、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出者が第三者委員に報告することを拒否する場合を除く）に報告します。」と書かれているのにも関わらず、其れを遵守していない事に為り、そして第三者委員に報告しなくて良い苦情であると自分勝手に判断している事自体が苦情の隠蔽に当たるのである。

- (6) 処分庁は、センター長と職業センターが連携して障害者支援を行っている旨を記載し、またかがやき元職員が職業センター元職員に対して審査請求人に係る個人情報を漏洩していないと強弁しているがこれは明らかに事実と異なる嘘である。仮に、処分庁が強弁する通り、情報漏洩に当たらないのであれば条例8条1項1号乃至5号の何れかに該当しなければならないが、何れも満たしていないので、処分庁に依る強弁は明らかに事実とは異なる嘘である。
- (7) 処分庁は、かがやき元職員が職業センター元職員に対して、審査請求人に係る個人情報を漏洩している件についてセンター長及び副センター長が其の隠蔽を謀っていないと強弁しているが、これも明らかに事実と異なる嘘である。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、かがやき元職員が開示請求者に係る個人情報を職業センター元職員に漏洩した事件について、副センター長が第三者委員に報告した事を裏付ける公文書を開示するように求めたものである。

### (2) 本件処分について

ア 処分庁は、処分庁及びかがやきとしては、審査請求人が本件請求の前提としているような、個人情報を漏洩した事件があったとは認識しておらず、また審査請求人が主張する個人情報の漏洩事件は審査請求の手続過程で述べられたものであり、苦情相談窓口にされたものではないため、第三者委員に当該事案を報告していないことから、本件請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、かがやき元職員が開示請求者に係る個人情報を職業センター元職員に漏洩した事件について、副センター長が第三者委員に報告した文書が存在するはずであり、存在しないのであれば、第三者委員への報告を行っていないということであり、明らかに不作為であると主張する。

ウ かがやきでは、苦情相談窓口を設置し、当該窓口寄せられた苦情等を第三者委員に報告しているとのことである。

したがって、当審査会としては、処分庁が苦情相談窓口寄せられた苦情等について第三者委員に報告するという運用を行っている以上、審査請求人の申出が苦情相談窓口を利用してなされたものではないため、第三者委員に報告する事案として判断せず、報告を行わなかったことから本件請求に係る公文書を保有していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年	6月22日	諮問
	7月22日	諮問庁からの弁明書の提出
	8月22日	審査請求人から反論書の提出
令和5年	8月25日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第5回会議）
	10月3日	審議（令和5年度第6回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて準用する第34条及び第36条に基づく手続きを行うよう審査請求人から申立があったが、当審査会は当該手続きを経なくとも十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）